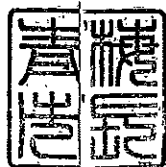


災害時における避難所施設利用に関する協定書



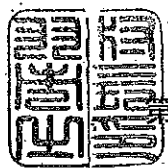
西多摩衛生組合の構成市町である青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町（以下「構成市町」という。）と西多摩衛生組合（以下「組合」という。）は、組合の管理する施設の一部を、構成市町域内に発生した地震その他による災害時（以下「災害時」という。）における避難所（二次避難所または福祉避難所を含む。以下「避難所」という。）としての施設利用について、次のとおり協定を締結する。



（目的）

第1条 この協定は、災害時において組合が管理するフレッシュランド西多摩の施設の一部を、避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用等）



第2条 避難所は、構成市町の各市町が指定する避難所の二次的な利用を原則とする。

（利用対象者等）

第3条 避難所の利用者は、災害時に被災した住民及び帰宅困難者等を対象とする。

（利用できる施設の範囲）

第4条 組合は、避難所として利用する施設（以下「利用施設」という。）を予め定め、避難所利用施設指定書（様式第1号）を構成市町に通知するものとする。

（避難所の開設）

第5条 構成市町の各市町は、災害時において組合の管理する施設に避難所を開設する必要が生じた場合は、利用施設の被害状況に応じて避難所を開設することができる。

（開設の通知等）

第6条 構成市町の各市町は、前条に基づき避難所を開設するときは、組合に対しその旨を避難所開設通知書（様式第2号）又は口頭で通知するものとする。

2 避難所の利用内容については、被災状況に応じて開設する市町と組合が協議し決定する。

3 組合は、構成市町のうち複数の市町から避難所の開設通知があった場合は、当該市町と協議を行うものとする。

（管理運営等）

第7条 避難所の管理運営は、避難所を開設した当該市町の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、組合は開設した当該市町に協力するものとし、当該市町間においても同様とする。

（費用負担）

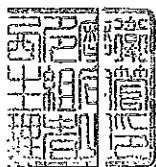
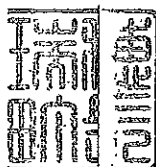
第8条 避難所の管理運営に係る費用は、開設した当該市町が負担するものとする。

（開設期間）

第9条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、避難所開設期間延長申請書（様式第3号）により、期間の延長を組合に申請するものとする。

（避難所解消への努力）

第10条 避難所を開設した当該市町は、組合の業務が早期に再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。



(避難所の終了)

第11条 避難所を開設した当該市町は避難所の利用を終了するときは、組合に避難所施設利用終了届(様式第4号)を提出するとともに、その施設を原状に復し、組合の確認を受けた後、引き渡すものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定書の締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、構成市町の各市町及び組合のいずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

(協議)

第13条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、構成市町及び組合間で協議して定めるものとする。

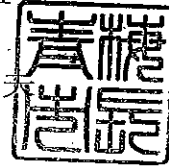
構成市町の各市町と組合は、この協定を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成27年10月1日

東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

青梅市

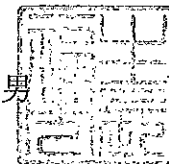
代表者 青梅市長 竹内 俊夫



東京都福生市本町5番地

福生市

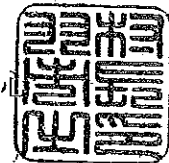
代表者 福生市長 加藤 育男



東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1

羽村市

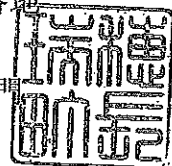
代表者 羽村市長 並木



東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

瑞穂町

代表者 瑞穂町長 石塚 幸右衛門



東京都羽村市羽4235番地

西多摩衛生組合

代表者 管理者 並木

